

広島県告示第三百二二号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によつて、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 海岸名

尾道糸崎港海岸

二 地区海岸名

高西地区海岸

四 区域

基点一から基点五までを順次結んだ線、基点五から補助点五の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線により囲まれた区域。

五 点の位置（基点、補助点の表示角度は真北による）

基準点 広島県福山市柳津町字竜王山一七四番一の国土地理院三等三角点「柳津」（北緯三四度二六分四八秒六四三一、東経一三三度一六分五四秒〇〇三六）

基点一 基準点から二三一度五七分四一秒の方向 四、二〇八・一一メートルの点

基点二 基点一から一五度〇七分〇六秒の方向 三三・〇三メートルの点

基点三 基点二から三四五度五七分一八秒の方向 五六〇・六五メートルの点

基点四 基点三から二五五度五七分二二秒の方向 七・三一メートルの点

基点五 基点四から三四五度五七分二八秒の方向 八〇三・六二メートルの点

補助点一の一 基点一から九八度一八分〇〇秒の方向 六一・〇〇メートルの点

補助点二の一 基点二から一一三度四六分四八秒の方向 七〇・九〇メートルの点

補助点五の一 基点五から八四度〇三分五一秒の方向 六三・九一メートルの点